

指定計画相談支援 指定障害児相談支援

集団指導資料

基本的な取扱い

※ 相談支援専門員が、次のすべてを実施すること！

◎指定サービス利用支援(指定障害児支援利用援助)

- ① 計画作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者(障害児)及びその家族への面接等
- ② 計画案の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障害児の保護者の文書による同意
- ③ 計画の利用者又は障害児の保護者及び担当者への交付
- ④ サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の徴取

◎指定継続サービス利用支援(指定継続障害児支援利用援助)

- ① 利用者の居宅等への訪問による利用者又は障害児の保護者への面接等
- ② サービス等(障害児支援)利用計画の変更について、指定サービス利用支援に準じた手続きの実施

相談支援費の算定月の取扱い

【原則】

支給決定の期間ごとに指定継続サービス利用支援（指定継続障害児支援利用援助）を実施した場合に算定

【特例】

対象者不在等により、当該期間ごとに設定された指定継続サービス（障害児支援）利用支援（指定障害児支援利用援助）の実施予定月の翌月となった場合であっても、市町村がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても算定可能。

同一月算定の可否

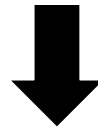
同一の月に指定継続サービス利用支援(指定継続障害児支援利用援助)と指定サービス利用支援(指定障害児支援利用援助)を行う場合の取扱い

【支給決定等(通所給付決定)の有効期間の終期月等の場合】

サービス等(障害児支援)利用**計画作成の一連の支援**であることから、継続サービス利用支援費(継続障害児支援利用援助費)は算定せず、**サービス利用支援費(障害児支援利用援助費)のみ算定**する

【指定サービス利用支援(指定障害児支援利用援助)を行った後、同一の月にサービスの利用状況を検証するための指定継続サービス利用支援(指定継続障害児支援利用援助)を行った場合】

両方算定可が可能



※支給決定等(通所給付決定)の有効期間の終期月等におけるモニタリング費の算定について、すでに請求済みのもので、不適切な算定が疑われるものが複数見つかっている。7月以降、順次、各事業所へ確認依頼を発出予定のため、**再度実施状況を精査のうえ、必要に応じて、過誤調整にてモニタリング費の返還行うこと。**

報酬改定の概要（H30年度～）

計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価

①モニタリング実施標準期間の見直し

- 支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める。



例：

- ・ 状態の変わりやすい居宅介護利用者 6月→3月
- ・ 障害者支援施設入所者 1年→6月 等

②相談支援専門員1人あたりの標準担当件数の設定

- サービスの質の標準化を図る観点から、1人の相談支援専門員が担当する一月の標準担当件数（35件）を設定。

③特定事業所加算の見直し

- 相談支援専門員等の手厚い配置等を評価する特定事業所加算を、支援の質の向上と効率化を図るために拡充。

特定事業所加算 300単位／月



特定事業所加算（Ⅰ） 500単位／月
特定事業所加算（Ⅱ） 400単位／月 等

④高い質と専門性を評価する加算の創設

- 質の高い支援を実施した場合に、支援の専門性と業務負担を評価。
（初回加算、入院時情報連携加算、退院・退所加算、サービス担当者会議実施加算等7項目）

- ・ 初回加算 300単位／月
- ・ 入院時情報連携加算（Ⅰ） 200単位／月 等



⑤計画相談支援の基本報酬の見直し

- 上記①～④の見直しを踏まえ、一定程度適正化。



報酬改定の概要（H30年度～）

計画相談支援、障害児相談支援

【モニタリング実施標準期間の見直し（計画相談支援）】

- モニタリングの標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める。
- サービス提供事業者は毎月のサービス利用状況を指定特定相談支援事業者等に報告する。
- 指定特定相談支援事業者等の質の向上、公正・中立性を高めるため、以下の取組を行う。
 - 事業者等は、継続サービス利用支援等によるモニタリング結果について市町村に対して報告する。
 - 市町村は、報告を受けたモニタリング結果を抽出し、事例検討等によりモニタリング内容について検証等を行う。

※検証等については基幹相談支援センター等に委託可

報酬改定の概要（H30年度～）

《モニタリング実施標準期間の見直し》

[見直し後]

★ 次の各号に掲げる期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とする

(1) 在宅の障害福祉サービス利用者又は地域定着支援利用者

以下の者： **6月間→3月間**

- ・ 居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者
- ・ 65歳以上の者で介護保険におけるケアマネジメントを受けていない者

(2) 障害者支援施設、療養介護入所者 **1年間→6月間**

※(2)及び新サービス利用者は平成30年度から、その他は平成31年度から見直す。ただし、すでに計画作成済の者については、各見直し時期以降に計画再作成(又は変更)を行うまでは、なお従前の例による

報酬改定の概要（H30年度～）

【相談支援専門員1人あたりの標準担当件数の設定】

1人の相談支援専門員が1月に実施する標準担当件数（取扱件数）を設定し、標準担当件数を一定程度超過する場合の基本報酬の逓減制を導入する

＜サービス利用支援費＞

- ・40件未満 1,458単位（1,462単位）
- ・40件以上 729単位（ 731単位）

＜継続サービス利用支援費＞

- ・40件未満 1,207単位（1,211単位）
- ・40件以上 603単位（ 605単位）

＜障害児支援利用援助費＞

- ・40件未満 1,620単位（1,625単位）
- ・40件以上 811単位（ 814単位）

＜継続障害児支援利用援助費＞

- ・40件未満 1,318単位（1,322単位）
- ・40件以上 659単位（ 661単位）

※（ ）内の単位数については、令和元年（2019年）10月以降の単位

報酬改定の概要（H30年度～）

【取扱件数の考え方】

○取扱件数とは、1月間に実施した計画相談支援対象障害者等の数の前6月の平均値を相談支援専門員の員数の前6月の平均値で除して得た数をいう。

○ただし、基本報酬以外の加算や地域相談支援の事業として対応した件数は含めない。（Q＆A「問77」）

※Q＆A＝平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ＆A（VOL1）

○具体的な計算方法は、次のとおり。（Q＆A「問78」）

＜前6月の対応件数＞

月	1	2	3	4	5	6	7	8
対応件数合計（件）	45	45	60	45	45	50	60	75
うち計画相談	30	30	30	25	30	30	40	50
うち障害児相談	15	15	30	20	15	20	20	25
相談支援専門員数（人）	1	1	1	1	1	2	2	2

報酬改定の概要(H30年度～)

<7月分の請求について>

- ・計画相談支援対象障害者等の数(1月～6月の平均値)
 $(45+45+60+45+45+50) \div 6 = 48.333\cdots$ (A)
- ・相談支援専門員の員数(1月～6月の平均値)
 $(1+1+1+1+1+2) \div 6 = 1.166\cdots$ (B)
- ・取扱件数
 $(A) \div (B) = 41.428\cdots$ (C) ≥ 40
- ・基本報酬(Ⅱ)を算定する件数
 $((C) - 39) \times (B) = 2.833 \rightarrow \boxed{2}$ (小数点以下切捨て)

⇒ 計画相談支援の7月の請求件数の40件のうち、2件を基本報酬(Ⅱ)を算定する。

<8月分の請求について>

- ・計画相談支援対象障害者等の数(2月～7月の平均値)
 $(45+60+45+45+50+60) \div 6 = 50.833\cdots$ (A)
- ・相談支援専門員の員数(2月～7月の平均値)
 $(1+1+1+1+2+2) \div 6 = 1.333\cdots$ (B)
- ・取扱件数
 $(A) \div (B) = 38.125\cdots$ (C) < 40

⇒ 計画相談支援の8月の請求件数の50件すべて基本報酬(Ⅰ)を算定する。

※基本報酬(Ⅰ)または(Ⅱ)の割り当ては、利用者の契約日が新しいもの(現在の日付に近いもの)から順に、**取扱件数の40以上に相談支援専門員の平均数を乗じて得た数(上記7月分の例では2件分)を先に(Ⅱ)を割り当て、残りに(Ⅰ)を割り当てる。** (例) 契約日: 4月1日(1件目)、3月31日(2件目)、3月30日(3件目)・・・

報酬改定の概要（H30年度～）

【従来どおりの加算】

＜特別地域加算＞

過疎地域等に居住している利用者に対して支援を行った場合
1回につき、所定単位数の15/100加算

＜利用者負担上限管理加算＞ 150単位/月

【特定事業所加算の評価の見直し】

事業者が段階的な体制整備を図れるよう、現行の要件を緩和した区分を一定期間に限り設ける

《特定事業所加算の見直し》

[現行] 特定事業所加算 300単位/月

報酬改定の概要（H30年度～）

〔見直し後〕

(1) **特定事業所加算（Ⅰ） 500単位／月**

- イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を**4名以上**配置
(うち**1名以上が主任相談支援専門員**)
- ロ サービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の定期的開催
- ハ 24時間連絡体制の確保かつ利用者等の相談に対応する体制の確保
- ニ 困難事例を紹介された場合における計画相談支援等の提供
- ホ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への参加
- ヘ 新規採用の全ての相談支援専門員に対し**主任相談支援専門員の同行**による研修の実施
- ト **1月間において、相談支援専門員1人あたり40件未満**

報酬改定の概要（H30年度～）

（2）特定事業所加算（Ⅱ） 400単位／月

- イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を**4名以上**配置
（うち**1名以上が相談支援従事者 現任研修修了者**）
- ロ サービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の定期的開催
- ハ 24時間連絡体制の確保かつ利用者等の相談に対応する体制の確保
- ニ 困難事例を紹介された場合における計画相談支援等の提供
- ホ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への参加
- ヘ 新規採用の全ての相談支援専門員に対し相談支援従事者現任研修修了]者の同行による研修の実施
- ト **1月間において、相談支援専門員1人あたり40件未満**

報酬改定の概要（H30年度～）

（3） 特定事業所加算（Ⅲ） 300単位／月

- イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を**3名以上**配置
（うち**1名以上が相談支援従事者現任研修修了者**）
- ロ サービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の定期的開催
- ハ 24時間連絡体制の確保かつ利用者等の相談に対応する体制の確保
- ニ 困難事例を紹介された場合における計画相談支援等の提供
- ホ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への参加
- ヘ 新規採用の全ての相談支援専門員に対し相談支援従事者現任研修修了者の同行による研修の実施
- ト **1月間において、相談支援専門員1人あたり40件未満**

**※H30年3月31日以前に特定事業所加算を算定していた事業所の場合は
H31年3月まで猶予**

報酬改定の概要（H30年度～）

（4） 特定事業所加算（Ⅳ） 150単位／月

- イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を**2名以上**配置
（うち**1名以上が相談支援従事者現任研修修了者**）
- ロ サービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の定期的開催
- ハ 困難事例を紹介された場合における計画相談支援等の提供
- ニ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への参加
- ホ 新規採用の全ての相談支援専門員に対し相談支援従事者現任研修修了者の同行による研修の実施
- ヘ **1月間において、相談支援専門員1人あたり40件未満**

報酬改定の概要（H30年度～）

《初回加算》 300単位／月

※計画相談支援のみ新設

《入院時情報連携加算》

入院時に医療機関が求める利用者の情報を、利用者等の同意を得た上で提供した場合に加算

※ 利用者1人につき、1月に1回を限度として加算。ただし、入院時情報連携加算（Ⅰ）、（Ⅱ）の同時算定不可

（1）入院時情報連携加算（Ⅰ） 200単位／月

※医療機関を訪問しての情報提供

（2）入院時情報連携加算（Ⅱ） 100単位／月

※医療機関への訪問以外の方法での情報提供

報酬改定の概要（H30年度～）

《退院・退所加算》 200単位／回

退院・退所時に相談支援専門員が医療機関等の多職種から情報収集することや、医療機関等における退院・退所時のカンファレンスに参加して情報収集を行った上でサービス等利用計画等を作成した場合に加算。

※ 利用者1人につき、入院・入所中に3回を限度として加算。

ただし、初回加算を算定する場合は算定不可

《居宅介護支援事業所等連携加算》 100単位／月

障害福祉サービス等の利用者が介護保険サービスの利用へ移行する場合に、利用者等の同意を得た上で指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所に提供し、居宅サービス計画等の作成に協力した場合に加算

※ 利用者1人につき、1月に1回を限度として加算。当該加算を算定した上で、居宅介護支援等を利用した後6ヶ月は算定不可
計画相談支援のみ新設

報酬改定の概要（H30年度～）

《医療・保育・教育機関等連携加算》 100単位／月

サービス利用支援等の実施時において、障害福祉サービス等以外の医療機関、保育機関、教育機関等の職員と面談等を行い、必要な情報提供を受け協議等を行った上で、サービス等利用計画等を作成した場合に加算

- ※ 利用者1人につき、1月に1回を限度として加算。ただし、初回加算を算定した場合又は退院・退所加算を算定し、かつ、当該退院医療機関等のみから情報提供を受けている場合は算定不可
- ※ 連携先とは、利用者が利用している病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校と連携することが想定される。その他利用者が利用しているインフォーマルサービス等も含まれる。
これらの連携先機関における支援内容や担当者等についても、サービス等利用計画等に位置づけることが望ましい。（Q&A「問83」）

報酬改定の概要（H30年度～）

《サービス担当者会議実施加算》

100単位／月

継続サービス利用支援等の実施時において、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して、利用者等の心身の状況等やサービスの提供状況について確認するとともに、計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算する。

※ 利用者1人につき、1月に1回を限度として加算

※ その他注意点等は次ページへつづく

報酬改定の概要（H30年度～）

《サービス担当者会議実施加算》

100単位／月

- ※ サービス利用支援時に開催したサービス担当者会議と同様の担当者が全員参加することは望ましいが、検討にあたり必要な者が参加していれば、担当者全員の参加は要しない。ただし、メール等による担当者への報告のみの実施である場合は、当該加算の算定は不可。
（Q＆A「問84」）
- ※ サービス担当者会議において検討した結果、サービス等利用計画の変更を行った場合（新たなサービスの申請や支給量増量の申請等、サービス等利用計画案の提出を市町村が求める場合に限る）は、サービス等利用支援費を算定することとなるため、当該加算のみの算定は不可。
（留意事項通知）
- ※ サービス担当者会議の結果、サービス等利用計画等を変更することとなった場合、その際に検討した変更案から変更がないまたは軽微な変更のみであれば、その旨を関係者に報告する等によって、サービス担当者会議の開催について簡素化することは可。（Q＆A「問85」）

報酬改定の概要（H30年度～）

《サービス提供時モニタリング加算》 100単位／月

継続サービス利用支援等の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画等に位置付けた福祉サービス事業所等を訪問し、サービス提供場면을直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算

※ 利用者1人につき、1月に1回を限度、かつ、相談支援専門員1人当たり1月に39人を限度として加算

※ その他注意点等は次ページへつづく

報酬改定の概要（H30年度～）

《サービス提供時モニタリング加算》 100単位／月

- ※ サービス提供時モニタリング加算は、居宅で利用する障害福祉サービス等の提供現場を確認した場合も算定可。ただし、通常のモニタリングと同一日に、居宅で利用する障害福祉サービス等の提供現場を確認し、当該加算をする場合は、モニタリング結果と当該加算に関する記録をそれぞれ作成する必要がある。（Q＆A「問86」）
- ※ 複数の障害福祉サービス等を利用している者については、全ての障害福祉サービス等の提供現場を確認することが望ましいが、1箇所でも確認していれば、当該加算は算定可。（Q＆A「問87」）
- ※ 当該加算は相談支援専門員1人あたり1月に39件まで請求できるが、これは、前6月平均ではなく、当該月の実施件数を39件までとする。取扱件数との違いとして、取扱件数は月によってモニタリング件数が集中する場合があることに配慮して「前6月平均」であるが、当該加算は実施月を調整することが可能であるため。（Q＆A「問88」）

報酬改定の概要（H30年度～）

《行動障害支援体制加算》 35単位／月

行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援等を実施するために、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算

《要医療児者支援体制加算》 35単位／月

重症心身障害など医療的なケアを要する児童や障害者に対して適切な計画相談支援等を実施するために、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算

報酬改定の概要（H30年度～）

《精神障害者支援体制加算》

35単位／月

精神科病院等に入院する者及び地域において単身生活等をする精神障害者に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援等を実施するために、地域生活支援事業による精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修又は精神障害者の地域移行関係職員に対する研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算

報酬改定の概要（H30年度～）

※ 前述の3つの加算について、加算の届出を出してれば、事業所の全ての相談支援専門員が実施する計画相談支援で算定が可（対象となる研修を受講した相談支援専門員以外が実施した計画相談支援でも算定可）。

（Q＆A「問89」）

※ 前述の3つの加算について、月途中で加算の算定にかかる届出が提出された場合、毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始する（既存の加算の届出の取扱と同様）。

（Q＆A「問90」）

※ 前述の3つの加算について、対象の障がい特性を有する利用者への支援を行わなかった場合でも、算定は可能。例えば、行動障害支援体制加算の場合、当該月に強度行動障害の利用者がいない場合でも算定可。

（Q＆A「問91」）

報酬改定の概要（H30年度～）

○加算の併給関係（Q & A「問79」）

- ・以下の加算は、併給不可

- ①退院・退所加算と初回加算の併給

- ②医療・保育・教育機関等連携加算と初回加算 または
医療・保育・教育機関等連携加算と退院・退所加算
（当該退院等施設のみと連携の場合）

○加算と本体報酬の関係（Q & A「問80」）

- ・以下の加算については、加算のみでの請求が可能

- ①入院時情報連携加算

- ②居宅介護支援事業所等連携加算

- ③サービス提供時モニタリング加算

- ・ただし、特定事業所加算などの体制加算は基本報酬にのみ加算されるため、
前述の加算に対して算定することはできない

報酬改定の概要（H30年度～）

○各加算の算定に必要な要件および記録の整備について

- ・各加算を算定する場合、

留意事項通知にて

①趣旨、

②算定にあたっての留意事項、

③手続を必ず一読し、内容を理解したうえで 算定すること。

- ・留意事項通知において、各加算の算定に必要な記録等を確認し、適切に記録の整備および保管を行うこと
- ・実地指導時その他本市から求めがあった場合には、速やかに、加算に関する記録等の提出を行うこと

各種加算の算定可能なタイミング

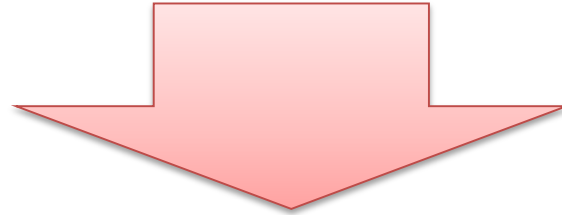
加算種別	単体で算定可能	サービス利用支援費 請求時に併せて	継続サービス利用支 援費請求時に併せて
初回加算	—	○	—
入院時情報連携加算	○	○	○
退院・退所月加算	—	○	—
居宅介護事業所等連携加算	○	○	○
医療・保育・教育機関等連携加算	—	○	—
サービス担当者会議実施加算	—	—	○
サービス提供時モニタリング加算	○	○	○
特定事業所加算 行動障害支援体制加算 精神障害者支援体制加算 要医療児者支援体制加算	—	○	○

新型コロナウイルス感染症に伴う臨時的な取扱い

加算名	内容	単位	請求の タイミング	加算の み請求	備考	コロナに伴う電話対応
サービス提供時モニタリング加算	福祉サービスの提供現場に合わせて訪問すること。	100	モニタリング 月 or 適宜	○	モニタリング日と別日でも請求可 ・1人に付き、月1回	サービスの提供状況の確認にあたっては、電話・メール等の方法で行った場合も算定を可能とする。
サービス担当者会議実施加算	モニタリング時に、居宅等を訪問して利用者に面接する事に加え、担当者会議を開催すること。	100	モニタリング 月	×	プランに反映する事項がなくても可 ・1人に付き、月1回	担当者会議の開催に替わり、本人と担当者への電話による実施も可
入院時情報提供加算（Ⅰ）	利用者が入院するにあたって、医療機関に出向き、職員と面談した上で必要な情報提供を行うこと。	200	適宜	○	1人につき月1回算定可能	電話による場合、（Ⅱ）の取得が可
入院時情報提供加算（Ⅱ）	利用者が入院するにあたって、電話や文書等、訪問以外の方法で、情報提供を行うこと。	100				
退院・退所加算	福祉サービスを利用するものが、退院・退所にあたって、施設・病院の職員と面談を行い、状況提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、利用の調整を行った場合に、入院・入所中の期間に3回まで算定できるもの。	200	プランニング 月	×	プランに反映させた場合のみ。計画月にまとめて請求 ・初回加算を算定する場合は算定できない	面談に替えて、電話による対応も可
	【該当施設】 障害者支援施設・児童福祉施設・救護施設・更生施設等に入院していた者、病院に入院していた者、刑事施設・少年院・更生保護施設に収容されていたもの等					
医療・保育・教育機関等連携加算	医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを提供する機関の職員と面談し、必要な情報提供を受けた上で、プラン作成をした場合に算定できるもの。	100	プランニング 月	×	1月に1回まで請求可 ・初回加算を算定する場合は算定できない ・退院退所加算を算定し、かつ退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は算定できない。	面談に替えて、電話による対応も可
	【該当する関係機関】 病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、その他インフォーマルサービスの事業所も可					
居宅介護支援事業所等連携加算	障がいサービス利用者が、介護保険サービスの利用へ移行する場合に、ケアマネへの必要な情報提供を行い、協力した場合に算定できる。	100	適宜	○	1ヶ月に1回が限度。但し、6か月以内に同一の利用者に関して、加算を算定はできない。	電話による対応も可

新型コロナウイルス感染症に伴う臨時的な取扱い

○令和2年(2020年)4月9日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第4報)」において、「新型コロナウイルス感染症への対応のため、モニタリング実施月でない月に、モニタリングを実施した場合についても、同様に継続サービス利用支援費として算定可能である。」とあることから、特例が認められています。



新型コロナウイルス感染症を起因とし、モニタリングを増量する場合は、通常のモニタリング増量とは異なる取扱いとしております。

- 通常のモニタリング増量変更 ⇒ 支給決定を受けた区役所福祉課へ提出
 - 新型コロナウイルス感染症に係るモニタリング増量 ⇒ **障がい保健福祉課へ提出**
- ※様式が異なりますのでご注意ください。

利用者によりよいサービスを提供できるよう
御協力よろしくお願いします！

ご清聴ありがとうございました。

